

I 組織の使命

消防本部は、市内に1本部2署3支署6出張所を配置しており、大規模化・多様化する災害から、市民の生命、身体および財産を守るため、24時間365日災害の発生に備えております。

また、住宅防火対策等の火災予防の推進、建築物・危険物施設における消防法令違反の防止および是正に関する業務を所管しております。

消防のミッション（使命）は、
「函館市の安全・安心」を確保することです。

このため、消防本部は、下記に掲げる組織の基本方針に基づき、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害へ迅速・的確に対処するとともに、社会情勢の変化による多種多様な消防需要にこたえる施策・事業を展開することで、函館市民の生命（いのち）と生活（くらし）を守り、住む人、訪れる人が「安全・安心を実感できるまち」の実現に全力を挙げて取り組んでまいります。

II 組織の基本方針

- 1 時代に即応した消防体制の確立
- 2 災害対応力の充実強化
- 3 火災予防対策の推進
- 4 消防法令違反の防止と是正推進
- 5 救急救命体制の充実強化
- 6 消防指令センターの体制強化

III 主要施策・事務事業

1 時代に即応した消防体制の確立

(1) 適正な消防力の確保

社会情勢の変化や消防救急需要の動向を見極め、車両等を計画的に更新するとともに、消防組織の施設・人員配置の適正化を図り、市民から求められる消防体制の確立に努めます。

(2) 市民から信頼される消防の確立

職員の公務員倫理観を醸成し、厳正な服務規律を確保するとともに、一人ひとりが消防職員であることに自覚と責任を持ち、誠実に職務を遂行することにより、市民から信頼される消防の確立に努めます。

2 災害対応力の充実強化

(1) 消防活動体制の充実強化

大規模・多様化する各種災害に迅速・的確に対応するため、消防相互応援の即応体制の充実および防災関係機関との連携強化を図るとともに、実災害に即した各種訓練・検証を重ね、強固な安全管理体制を構築し、消防活動体制の充実強化に努めます。

(2) 消防車両、機械器具および消防水利の適正管理

消防を取り巻く環境の変化を見据え、また厳しさを増す財政状況に鑑み、車両、機械器具および消防水利の計画的な更新・配置を進めるとともに、適正な維持管理の徹底に努めます。

(3) 人材の育成

実災害を想定した訓練および研修等を企画、実行し、職員一人ひとりの判断力と対応力の強化を図り、さらに高い安全意識の醸成に努めます。

(4) 消防団の体制強化

地域実情に応じた実践的な訓練を展開し、消防職・団員の連携強化を図り、活動能力の向上に努めるとともに、消防団員の一層の確保と装備・資器材の整備など消防団の充実を図り、大規模・多様化する災害への対応力強化に努めます。

3 火災予防対策の推進

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災による被害および死傷者を低減するため、住宅用火災警報器の設置および点検実施を促進し、適切な維持管理を周知します。また、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーや住宅用消火器および防災品の普及促進を図り、住宅防火対策を推進します。

(2) 林野火災予防対策の推進

林野周辺住民や入山者等に対し、火気の適正な使用等に関する広報・啓発活動を実施します。あわせて、林野火災注意報・警報制度の周知やたき火の届出等に基づく防火指導を徹底します。これらの取組みの際、多様な媒体を効果的に活用することで、林野火災予防の実効性を高め、対策を強力に推進します。

(3) 事業所における防火安全対策の推進

事業所の用途および利用者特性に応じた出火防止と消防用設備等の適切な維持管理を徹底し防火安全対策を推進します。特に、火気使用設備および器具の適切な取扱いと維持管理を徹底し出火防止を図ります。

(4) 火災調査技術の向上および出火防止対策の推進

関係機関との連携強化を図り、火災調査の知識・技術を向上させ、多種多様な火災の原因を迅速・的確に判定するとともに、火災の調査結果を踏まえ、広く市民に傾向と必要な対策を広報し、出火防止対策を推進します。

4 消防法令違反の防止と是正推進

(1) 立入検査等の充実強化

不特定多数の人が利用する等の潜在的危険性が高い防火対象物について優先的に立入検査を行い、消防法令違反に対しては、迅速かつ的確な行政措置により法令違反の是正を図ります。

(2) 危険物施設における保安体制の整備

危険物施設における人的・自然災害等による事故防止や被害の拡大を最小限とするため、危険物の貯蔵・取扱いや施設の維持管理等に対する保安体制の整備が適正に図られるよう、効果的かつ継続的な指導に努めます。

(3) 柔軟に対応し得る査察能力の向上

違反是正の推進にあたり、消防本部および消防署が連携し、研修等を行い、各所属において統括的立場にある主任査察員が中心となり、査察員全体の査察能力向上に努めます。

5 救急救命体制の充実強化

(1) 救急業務高度化の推進

専門化・高度化が進む救急業務の質を確保するため、指導的立場の救急救命士を中心とした教育指導体制の充実強化を図り、救急業務高度化の推進に努めます。

(2) 救急活動におけるDXの推進

救急業務の迅速化・円滑化に向けて、救急活動においてマイナンバーカードを活用し、医療機関との円滑な情報共有を図り、安全かつ効果的な救急活動の実現に努めます。

また、ICTの導入や情報通信機器の活用拡大の検討を進めDXの推進に努めます。

(3) 応急手当普及啓発の推進

救命率の向上を図るため、各種救急講習の開催に努めるとともにガイドラインの改定に合わせ、市民が最新の知識・技術を習得できるよう講習内容の充実に努め、応急手当普及啓発の推進に努めます。

6 消防指令センターの体制強化

(1) 職務能力の向上

火災、救急、さらには多発する自然災害など、多様化する各種災害に的確に対応できる体制を確立するため、情報聴取能力、通報者に対する接遇能力、幅広い医学的知識など、職員一人ひとりの職務能力の向上に努めます。

(2) 消防指令体制の強化

消防緊急情報システムの各機器における機能を有効に活用するとともに、取扱技術の向上と効率的な運用、適切な維持管理を図り、迅速・的確な指令体制の強化に努めます。

(3) 119番通報受信体制の強化

通常の119番通報のほか、外国人や聴覚・言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方からの通報に対して迅速的確に対応するため、119番通報多言語通訳サービスやインターネットを利用して受信するNET119緊急通報システムなどを有効活用するとともに、これらのツールを市民に幅広く周知することで受信体制の強化を図ります。